

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十九号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

「ホテルを核とした賑わいと交流の
拠点整備事業審査委員会の委員

を

「ホテルを核とした
拠点整備事業審査
国際芸術家村構想
委員会の委員

賑わいと交流の
委員会の委員
宿泊事業者選定

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。